

## 川根本町営バス広告掲載要領

### 第1 趣旨

この要領は、川根本町（以下「町」という。）が運行する町営バス千頭・家山線（以下「町営バス」という。）への広告掲載に関し、川根本町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 広告媒体及び掲載場所

広告媒体は、町営バス車内とし、広告の掲載場所は、側面窓ガラス上部とする。

### 第3 広告の規格及び掲載位置

- (1) 広告の規格は、A3 横サイズ（横 297×420 mm）以下でラミネートフィルム加工済のものとする。
- (2) 掲載位置は先着順により決定する。

### 第4 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、1年間を最長とする。
- (2) 広告掲載の開始日は、各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。

### 第5 掲出料の額

掲出料の額は、広告1枠当たり月額500円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

### 第6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、川根本町営バス広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載を希望する広告の原稿案を添えて、別に定める日までに町長に提出するものとする。
- (2) 申込者は、広告1枠ごとに申込書を提出しなければならない。

### 第7 広告掲載の決定

- (1) 町長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であると認めるときは、要綱第9に規定する広告審査会による審査に付すものとする。
- (2) 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載の募集の数を超えたときは、要綱第4に定める順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。
- (3) 町長は広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、川根本町営バス広告掲載決定通知書（様式第2号）又は川根本町営バス広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### 第8 広告掲載の承諾

前条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに川根本町営バス広告掲載承諾書（様式第4号。以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

#### 第9 広告の提出

広告主は、広告を町長が指定する方法で作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

#### 第10 広告の掲載

町長は、要綱第10の規定により掲出料が納付され、かつ、承諾書及び前条の規定により提出された広告が適当であると認めたときは、決定した広告枠に広告を掲載するものとする。ただし、提出された広告の内容が、申込書に添付された原稿案と相違し、又はその内容が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告の内容の変更を求めることができる。

#### 第11 広告の変更

- (1) 広告主は、広告の掲載の決定を受けた期間内において広告の内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、川根本町営バス広告掲載変更申込書（様式第5号。以下「変更申込書」という。）に変更しようとする広告の原稿案を添えて、町長に提出するものとする。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りでない。
- (2) 町長は、前項の変更申込書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定する。
- (3) 町長は変更の可否を決定したときは、申込者に対し、川根本町営バス広告掲載変更承認通知書（様式第6号）又は川根本町営バス広告掲載変更不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

#### 第12 免責

- (1) 町は、天災、事故、故障、点検その他町の責めに帰さない理由により、広告を掲載した車両が運行できなかつたときは、その責めを負わない。
- (2) 町は、町の責めに帰さない理由による広告の破損、盗難等については、その責めを負わない。

#### 第13 広告掲載の取下げ

- (1) 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- (2) 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、川根本町営バス広告掲載取下申請書（様式第8号）により町長に申し出なければならない。

#### 第14 広告掲載の取消し

要綱第11の規定により、広告の掲載を取り消す場合は、川根本町営バス広告掲載取消通知書（様式第9号）により当該広告主に通知するものとする。

#### 第15 広告料の返還

- (1) 要綱第12の規定により、広告料の返還を受けようとする広告主は、広告掲載が

できなかった期間の広告料を、川根本町営バス広告料返還請求書（様式第10号）により町長に請求するものとする。

- (2) 前項の場合において1箇月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割とし、10円未満は切り捨てるものとする。

#### 第16 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。